

第72号議案

石巻広域都市計画 高度利用地区の変更（石巻市決定）

都市計画高度利用地区を次のように変更する。

種類 (地区名・区分)	面積	建築物の 容積率の 最高限度	建築物の 容積率の 最低限度	建築物の 建ぺい率の 最高限度 (注)	建築物の 建築面積の 最低限度	壁面の位置 の制限	備考
高度利用地区 (中央三丁目1番地区)	約0.5ha	40/10	15/10	8/10	200㎡	1m	
高度利用地区 (立町二丁目5番地区)	約0.3ha	50/10	15/10	8/10	200㎡	1m	
高度利用地区 (中央一丁目14・15地区)	約0.5ha	40/10	15/10	8/10	200㎡	2m	追加
合計	約1.3ha						
(注) 建築基準法第53条第3項第2号に該当する建築物にあっては1/10、同条第4項に該当する建築物にあっては2/10を加えた数値とする。							

「位置、区域及び壁面の位置の制限は計画図表示のとおり」

理由：

本地区において、空閑地等の敷地の統合を促進し、小規模建築物の建築を抑制するため、建築面積の最低限度及び容積率の最低限度を定めます。また、建築物の敷地内に有効な歩行者空間を確保し、市街地の環境を向上するため、建ぺい率の最高限度及び壁面の位置の制限を定めます。

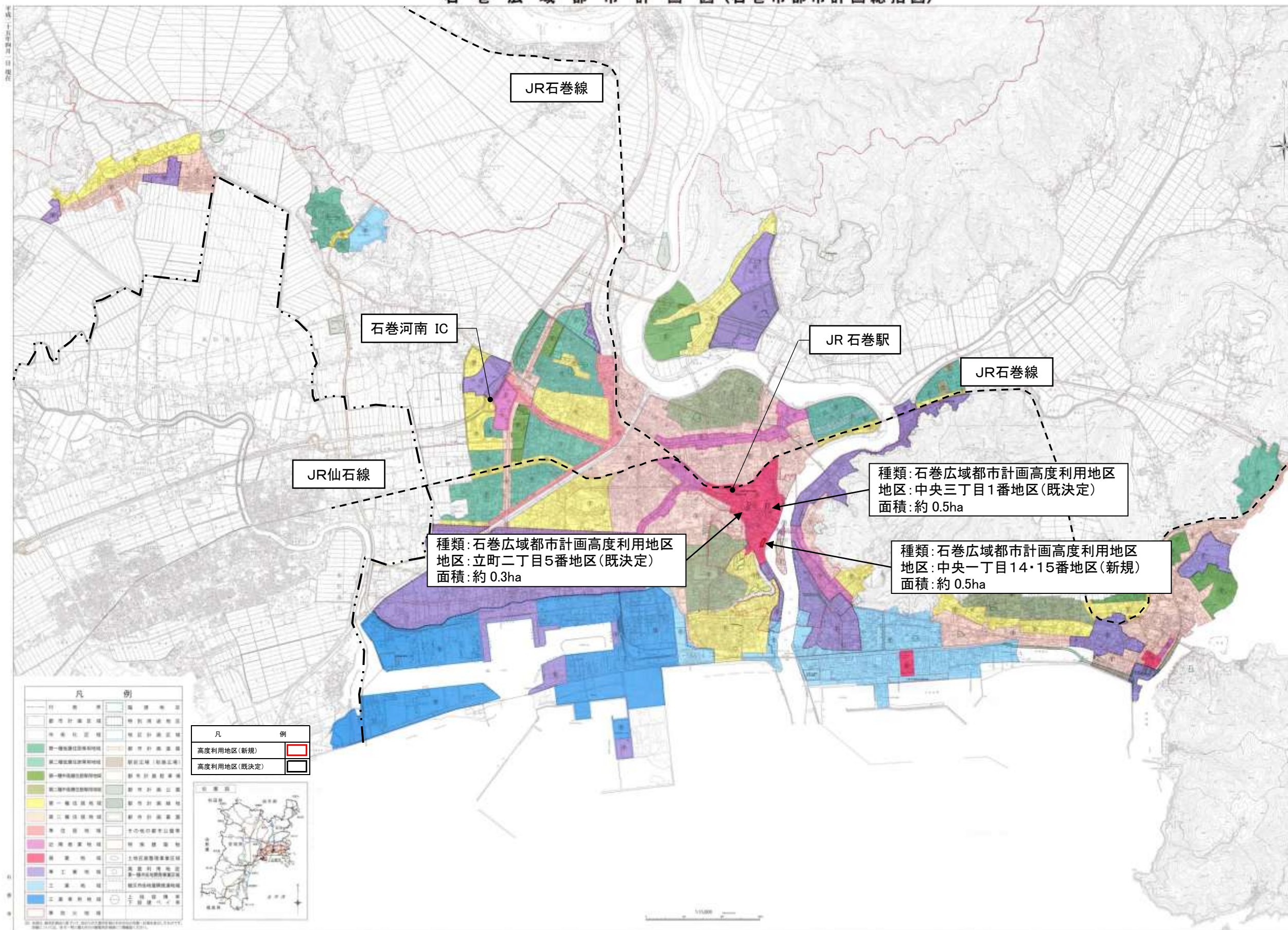
このことにより、被災した建築物の更新と都心居住機能の集積を誘導し、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新及び良好な都市環境整備の実現を図るため、高度利用地区（中央一丁目14・15番地区）を追加します。

字 名 一 覧

高度利用地区を変更する土地の区域

市町村名	大字名	小字名	全部・一部の別	備 考
石巻市	中央三丁目	——	一部	
	立町一丁目	——	一部	
	立町二丁目	——	一部	
	中央一丁目	——	一部	追加

石巻広域都市計画図(石巻市都市計画総括図)



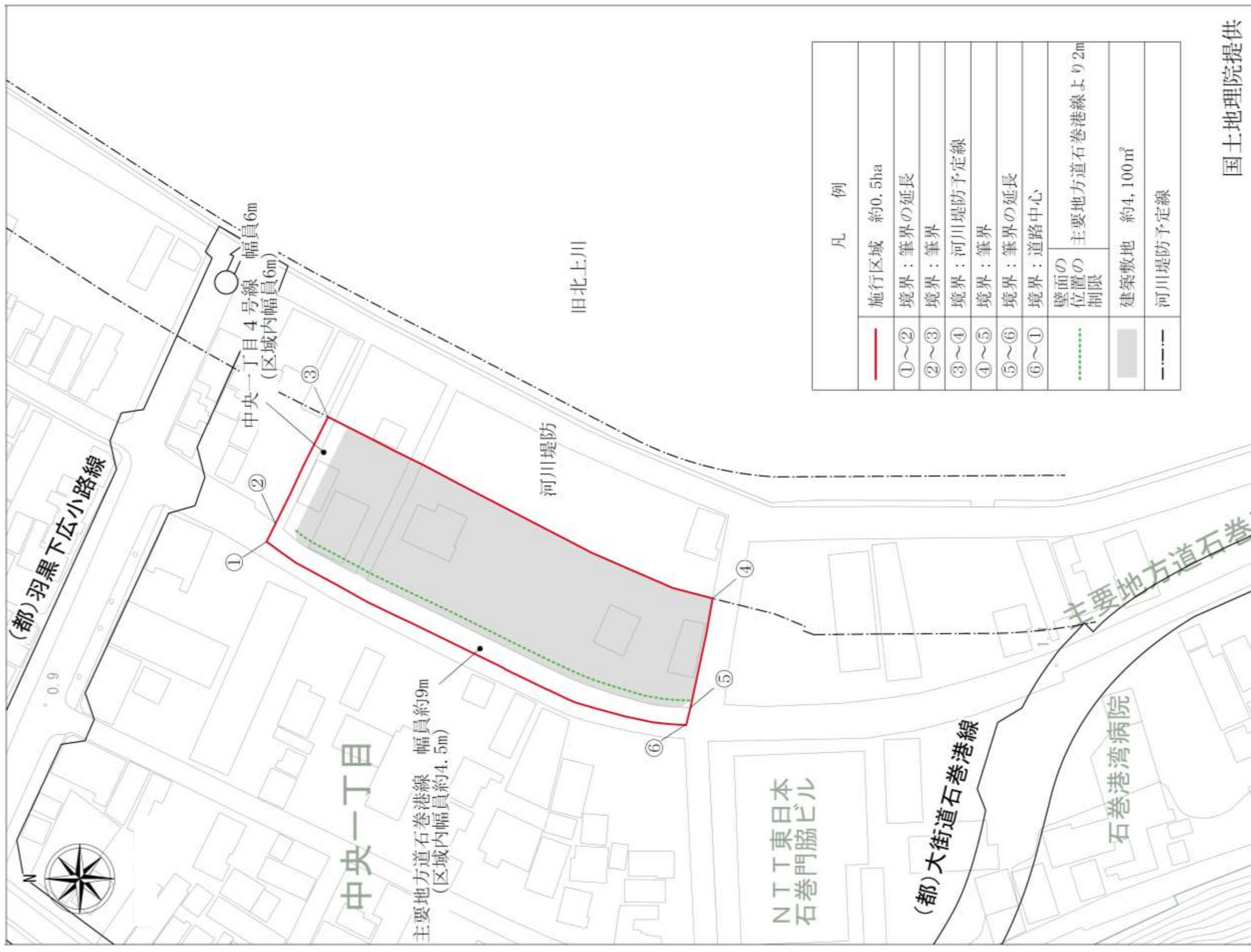
石巻広域都市計画高度利用地区の変更
 (中央一丁目14・15番地区)
 (石巻市決定)

総括図

石巻広域都市計画高度利用地区の変更（石巻市決定）
 （中央一丁目14・15番地区）

計画図

国土地理院提供



凡 例	
—	施行区域 約0.5ha
①~②	境界：筆界の延長
②~③	境界：筆界
③~④	境界：河川堤防予定線
④~⑤	境界：筆界
⑤~⑥	境界：筆界の延長
⑥~①	境界：道路中心
—	壁面の位置制限 主要地方道石巻港線より2m
■	建築敷地 約4,100㎡
- - -	河川堤防予定線

